

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

1. わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましよう。
1. わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましよう。
1. わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましよう。
1. わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましよう。
1. わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくくむかえましよう。

(昭和 31 (1956) 年 5 月 3 日制定)